

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び
町田都市計画下水道の変更（東京都決定）

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道「3 下水管渠」の乞田幹線を次のように変更する。

3 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
乞 田 幹 線	稲城市 大字大丸字 14 号	八王子市 大字鎌水字浜道	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

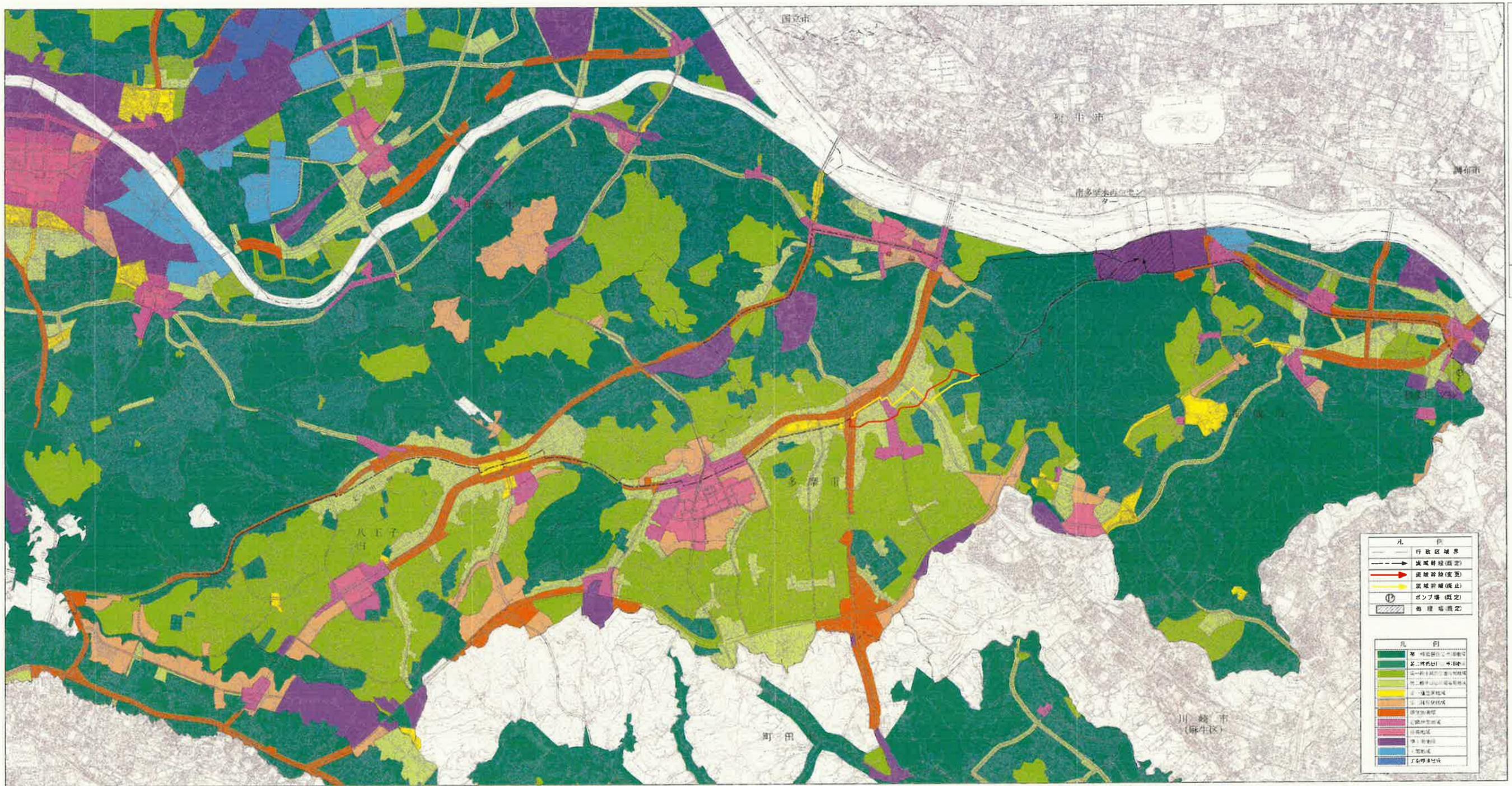
多摩川右岸南多摩流域下水道乞田幹線は、昭和 43 年に都市計画決定した幹線管渠である。下流部の管渠は、施設整備後 50 年以上経過しており、老朽化の進行が判明している。

このため、新たな管渠を整備することで老朽化対策を図るとともに、雨天時浸入水による溢水リスク低減等も考慮し、下流部区間の一部について線形変更を行う。

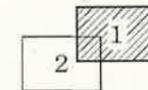
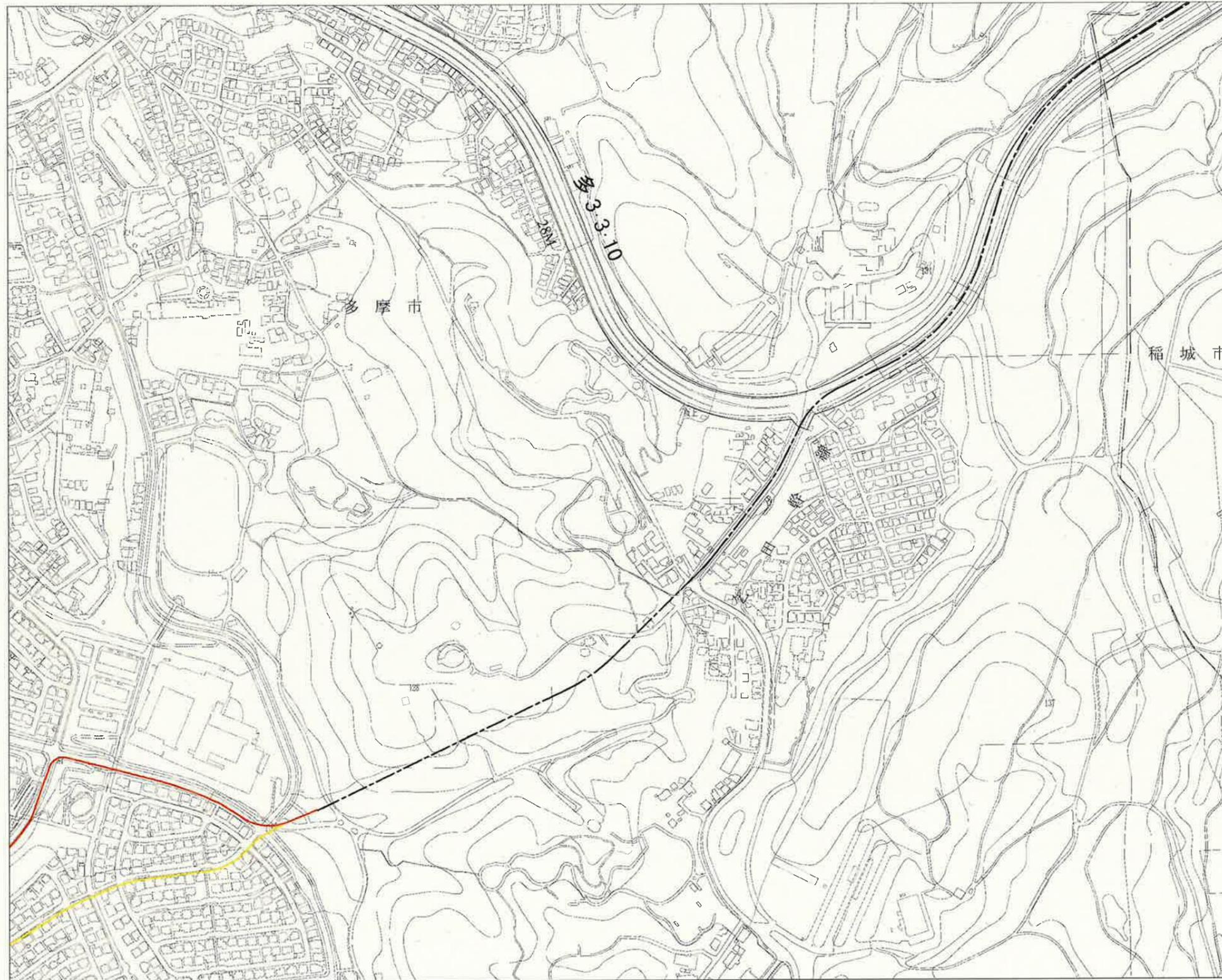
変更概要

3 下水管渠

名 称	変 更 概 要
乞 田 幹 線	線形の変更 計画図表示のとおり



この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（5都市基交第1679号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）5都市基交都1679号、令和6年2月15日

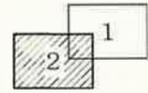
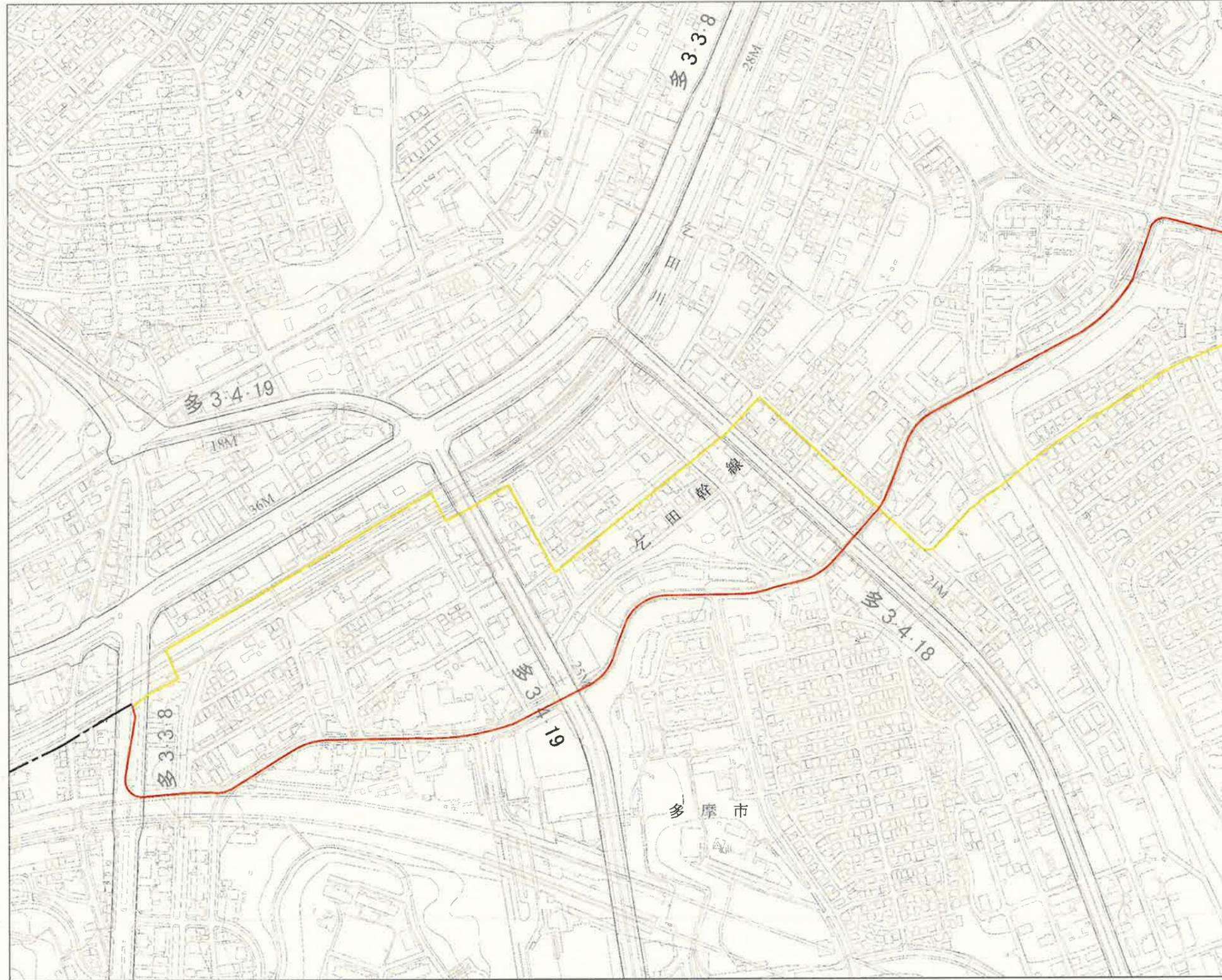


凡例	
	行政境界
	流域幹線(変更)
	流域幹線(廃止)
	流域幹線(擬定)

1 : 2,500



この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1679号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基交都1679号、令和6年2月15日



凡例	
	行政境界
	流域幹線(変更)
	流域幹線(廃止)
	流域幹線(既定)

1 : 2,500



この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1679号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基交都1679号、令和6年2月15日

庁内関係部署への意見照会の結果

1. 意見照会概要

実施期間：令和6年9月27日（金曜）～令和6年10月4日（金曜）

照会先：都市整備部（道路交通課）、下水道部、環境部

2. 意見

（1）都市計画案に関する意見

- ・なし

（2）その他の意見

- ・既存の乞田幹線で廃止される区間について、今後も一部の処理分区の汚水を接続することになることから、十分な機能を確保し、溢水リスクの低減を図ること。（下水道部）
- ・乞田幹線については、台風などで溢水被害等があることから、早期の事業完了を望む。（下水道部）
- ・今後の事業計画策定及び事業実施に際しては、周辺地域の住民、企業及び関係自治体に対して必要な情報公開ならびに説明を行い、周辺住環境等への負荷軽減、安全性に配慮すること。（都市整備部）

(案)

6多都都第 号
令和6年10月15日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市都市計画審議会
会長 中林 一樹

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸
南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について（答申）

令和6年10月3日付、6多都都第733号により付議のあった標記の都市計画変更について、
令和6年10月15日に開催した令和6年度第3回都市計画審議会において審議を行った結果を
下記の通り答申する。

記

【都市計画の種類及び名称】

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道（東京都決定）

【都市計画審議会の意見】

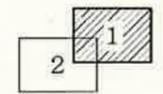
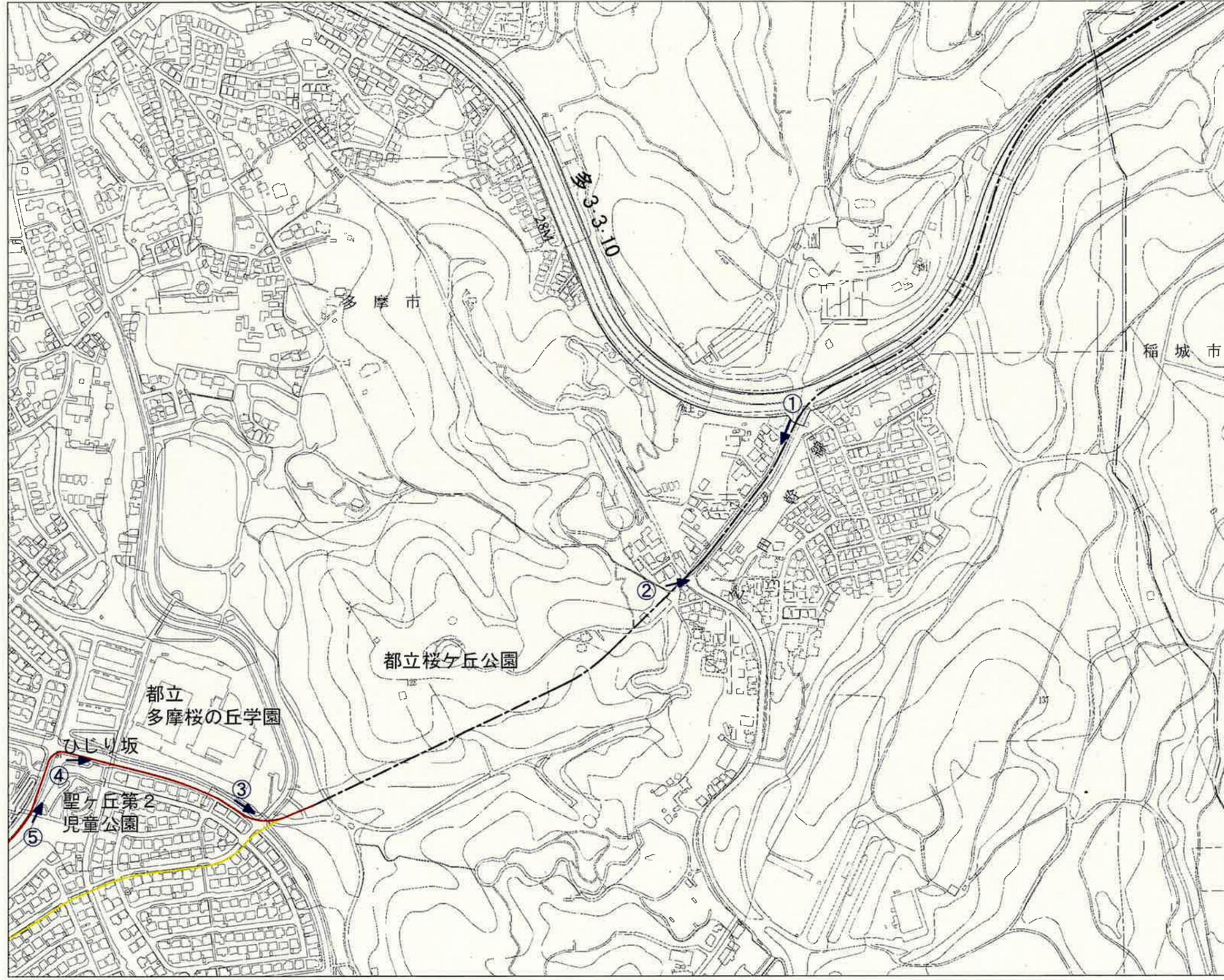
都市計画の変更について、意見はありません。

なお、今後のことについて、以下の意見がありましたので留意するよう東京都に伝えること。

1. 既存の乞田幹線で廃止される区間について、今後も一部の処理分区の汚水を接続することになることから、十分な機能を確保し、溢水リスクの低減を図ること。
2. 乞田幹線については、台風などで溢水被害等があることから、早期に事業を完了すること。
3. 今後の事業計画策定及び事業実施に際しては、周辺地域の住民、企業及び関係自治体に対して必要な情報公開ならびに説明を行い、周辺住環境等への負荷軽減、安全性に配慮すること。

以上

多摩都市計画、八王子都市計画、
日野都市計画及び町田市計画下水道
多摩川右岸南多摩流域下水道
計画図(乞田幹線)

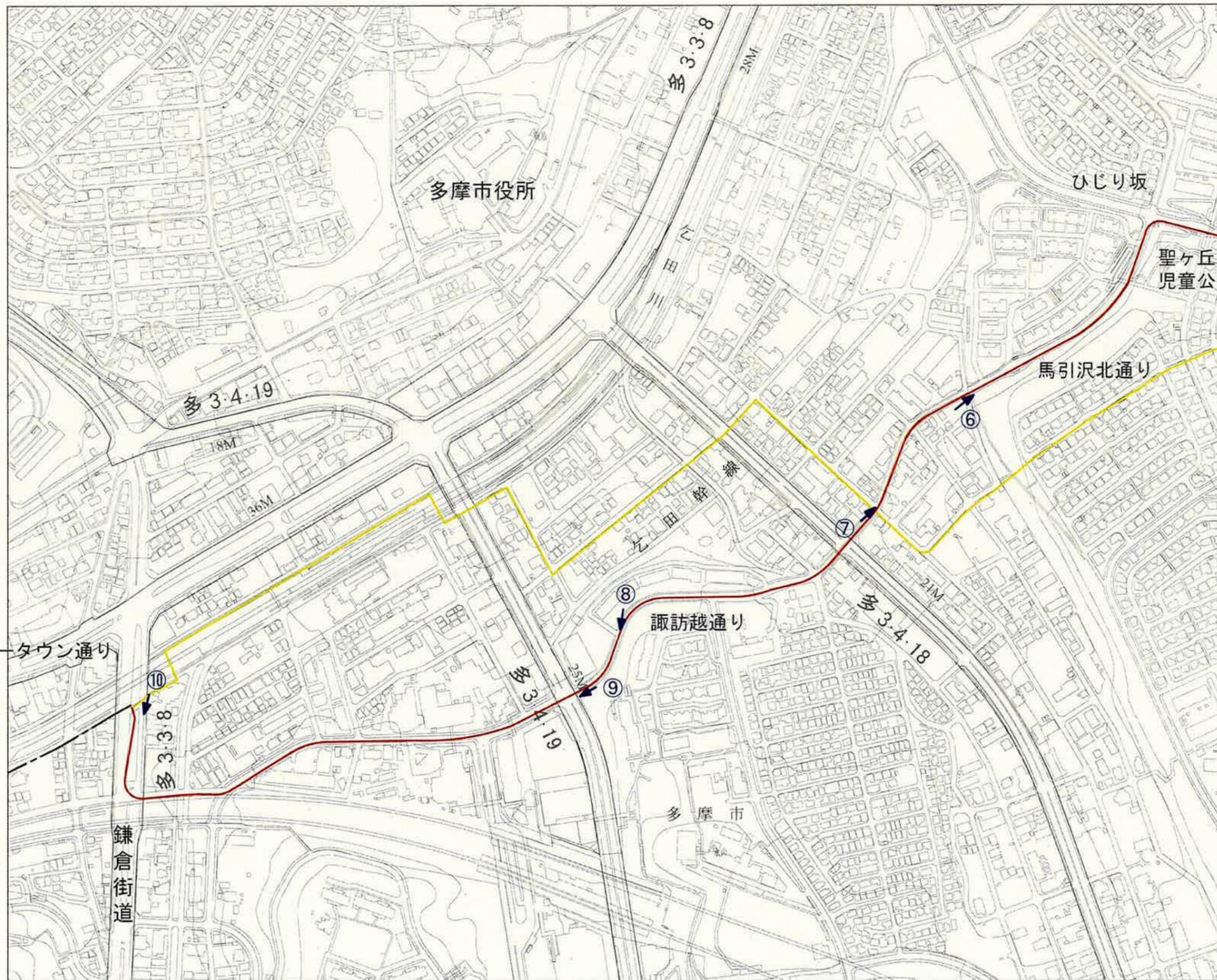


凡例	
—	行政境界
→	流域幹線(変更)
→	流域幹線(強止)
→	流域幹線(既定)

1 : 2,500



この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1679号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基交都1679号、令和6年2月15日



凡例	
	行政境界
	流域幹線(変更)
	流域幹線(既設)
	流域幹線(概定)

1 : 2,500



この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第1679号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基交都1679号、令和6年2月15日

① 連光寺坂上交差点付近
(交差点付近歩道から南方向を撮影)



② 聖蹟記念館交差点付近
(桜ヶ丘公園側から東方向を撮影)



③ 多摩桜の丘学園前交差点付近
(南東方向を撮影)



④ 聖ヶ丘第2児童公園付近(2)
公園北側 ひじり坂(東方向を撮影)



⑤ 聖ヶ丘第2児童公園付近(1)
公園南西側 馬引沢北通り(北方向を撮影)



⑥ 馬引沢北通り(2)
(東方向を撮影)



⑦ 馬引沢北通り(1)
(北東方向を撮影)



⑧ 諏訪越通り
(南西方向を撮影)



⑨ 多摩消防署前交差点付近
(消防署側から西方向を撮影)



⑩ 鎌倉街道中央分離帯部
到達立坑予定箇所付近
(新大橋南側から南方向を撮影)



永山橋付近の溢水状況（2023.6.2 深夜）

撮影：多摩市下水道課



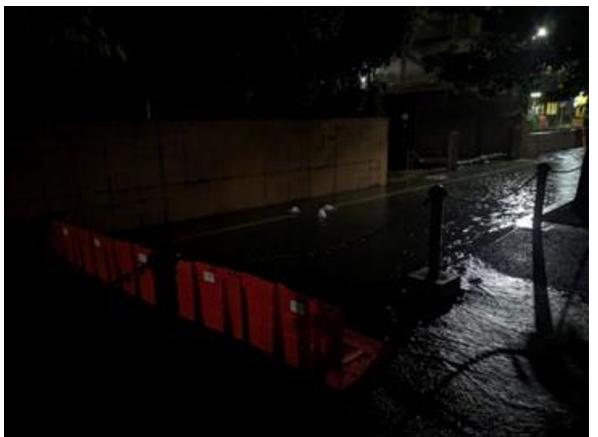
▲写真①



▲写真②



▲写真③



▲写真④



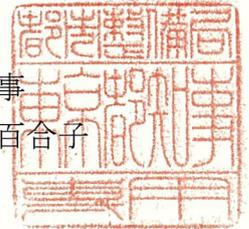
6 都市基調第 338 号
令和 6 年 9 月 3 日

多 摩 市 長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事

小池 百合子



多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道
多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について（照会）

標記について、別添都市計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和
43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項
の規定により、貴市の御意見を伺います。

なお、令和 6 年 10 月 16 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図

					一		都	計	摩	項	
							に	画	都	に	都
水	町	野	王	多	都	令	対	下	市	お	市
道	田	都	子	摩	市	和	し	水	計	い	計
	都	市	都	都	計	六	て	道	画	て	画
	市	計	市	市	画	年	意	に	、	準	法
	計	画	計	計	の	九	見	係	八	用	(
	画	及	画	画	種	月	書	る	王	す	昭
	下	び	日	八	類	二	を	都	子	る	和
						十	提	市	都	同	四
						日	出	計	市	法	十
							す	画	計	第	三
					東		る	の	画	十	年
					京		こ	案	、	七	法
					都		と	を	日	条	律
					市		が	次	野	第	第
					計		で	の	都	一	百
					画		き	よ	市	項	号
					を		る	う	計	の)
					定		。	に	画	規	第
					め			公	及	定	二
					る	池		告	び	に	十
					土	百		す	町	よ	一
					地	合		る	田	り	条
					の	子		。	都	、	第
					区				市	多	二
					域						

三 縦 覧 期 間	二 縦 覧 場 所	道 多 多 摩 摩 流 川 域 右 下 岸 水 南
公 告 の 日 か ら 二 週 間	舎 十 二 階 北 側 ） 及 び 多 摩 市 役 所 部 都 市 計 画 課 （ 東 京 都 庁 第 二 本 庁 東 京 都 都 市 整 備 局 都 市 づ く り 政 策 乞 田 各 地 内 目 、 諏 訪 一 丁 目 、 永 山 一 丁 目 及 び 丁 目 、 馬 引 沢 二 丁 目 、 多 摩 市 連 光 寺 五 丁 目 、 聖 ヶ 丘 二 削 除 す る 部 分 永 山 一 丁 目 及 び 貝 取 一 丁 目 各 地 内 目 、 馬 引 沢 二 丁 目 、 聖 ヶ 丘 一 追加 す る 部 分	追 加 す る 部 分

四 意見書の提出先

東京都都市計画課 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市づくり政策

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道 多摩川右岸南多摩流域下水道

2 理由

多摩川右岸南多摩流域下水道乞田幹線は、昭和43年に都市計画決定した幹線管渠である。下流部の管渠は、施設整備後50年以上経過しており、老朽化の進行が判明している。

このため、新たな管渠を整備することで老朽化対策を図るとともに、雨天時浸入水による溢水リスク低減等も考慮し、下流部区間の一部について線形変更を行う。

6 多都都第 733 号
令和 6 年 10 月 3 日

多摩市都市計画審議会
会長 中林 一樹 殿

多摩市長 阿部 裕行



多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について（付議）

このことについて、多摩市街づくり条例第 34 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり、付議します。

記

1. 都市計画の種類名称

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道（東京都決定）

2. 付議の理由

令和 6 年 9 月 3 日付け、6 都市基調第 338 号で東京都から意見照会のあった多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について、多摩市街づくり条例第 34 条第 5 項に基づき、多摩市都市計画審議会に意見を求めるものである。



都市計画変更素案について

多摩都市計画下水道：乞田幹線

令和6年5月30日、6月1日



9

本日の説明会について

- この説明会は、都市計画法第16条に基づき、都市計画の案を作成しようとする際、地元のみなさまの意見を反映させるために開催する説明会です。
- この説明会の後、都市計画法第17条に基づき、都市計画の案を公告し、2週間縦覧いたします。
- みなさまは、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、東京都に意見書を提出することができます。

1

多摩地域の流域下水道について

多摩地域では、2つ以上の市町村から出る下水を集めて処理する流域下水道を導入しており、東京都では、流域下水道幹線※と水再生センター（処理場）を管理しています。



※ 幹線とは、大量の下水を集めて水再生センターへ流下させる下水管網の骨格をなす管です。

2

乞田幹線とは？

- 乞田幹線は、多摩市、八王子市、町田市の一部の地域の下水（污水）を集める流域下水道幹線です。
- 南多摩水再生センター（稲城市）を起点とし、八王子市やりみずを終点とする延長約12.8kmの幹線です。



3

都市計画の概要

《都市計画の名称》

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画
及び町田都市計画下水道
多摩川右岸南多摩流域下水道

《下水管渠》

● 名称: 乞田幹線

● 位置:

(起点) 稲城市大字大丸字14号地内

(終点) 八王子市大字やりみず鍵水字浜道地内

4

今回変更する都市計画について

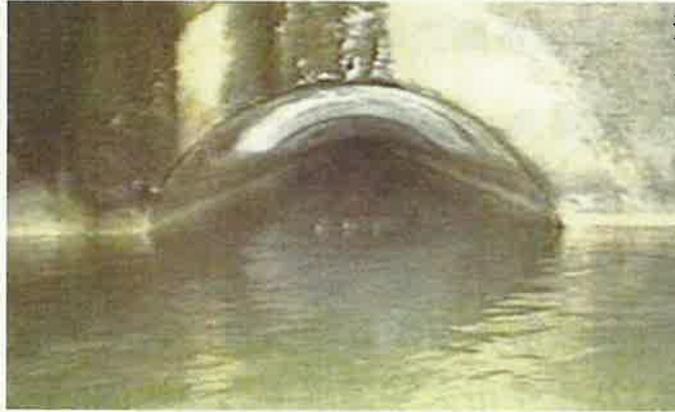
下水道管の位置を変更します。



5

乞田幹線の現状

- 完成から50年が経過し、下水道管の老朽化が進行
- 乞田幹線は水位が高いため、下水道管の内側からリニューアルする工法の採用は困難



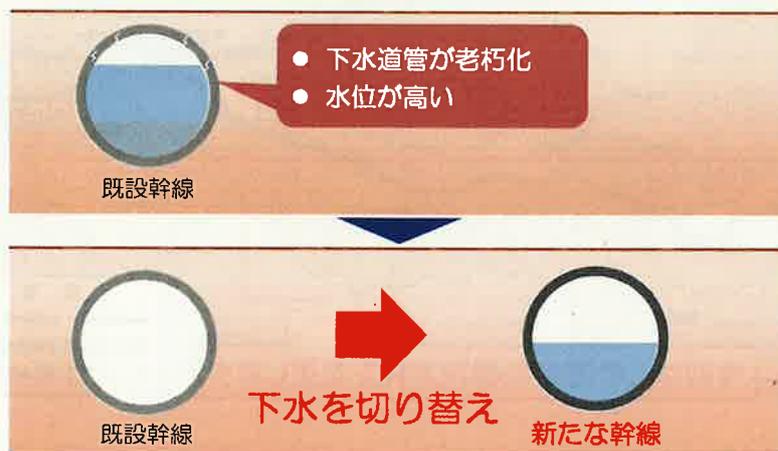
水位が高い乞田幹線の様子

6

老朽化した下水道幹線への対応

下水道管の水位が高い場合には、新たな幹線を整備して下水の流れを切り替えます。

《 新たな幹線の整備イメージ 》



7

経緯

- 昭和43年2月: 乞田幹線の都市計画告示
- 昭和43年～59年度: 乞田幹線(既設)の整備完了
- 平成28年6月: 都市計画変更の決定
(起点から約3kmに新たな幹線ルートを設定)

今回の都市計画変更は、乞田幹線の老朽化対策として平成28年に決定した幹線ルート計画の一部を見直すものです。

8

幹線ルート計画を見直す理由

- 永山橋付近の伏越し部に流入する下水の量を減らし、点検・調査をしやすくするため、新たな幹線を約0.8km上流側に延伸
- 近年、豪雨時に永山橋付近で溢水が発生しており、新たな幹線整備により上流側で下水を切り替えることで、溢水リスクを低減
- 上流側への延伸に伴い、全体的に水の流れが円滑になるようにルートを変更

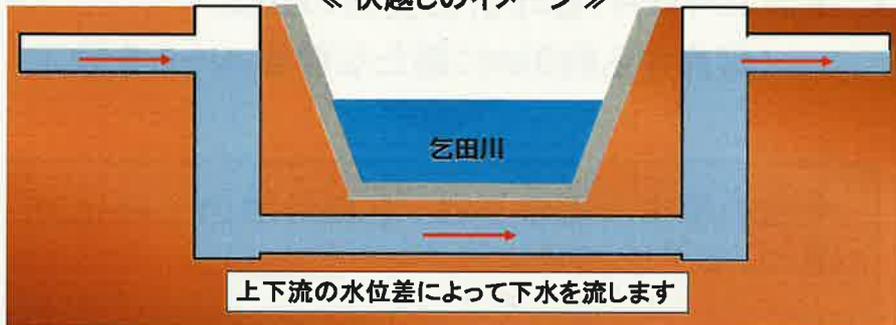


9

永山橋付近の下水道管の構造

- 既設の乞田幹線は、乞田川の右岸と左岸の汚水を集水するため、乞田川を横断しています。
- 永山橋付近の横断には、**伏越し**構造を採用しており、豪雨などで雨水が流入し、幹線内水位が上昇した場合には、流れにくくなります。

《 伏越しのイメージ 》



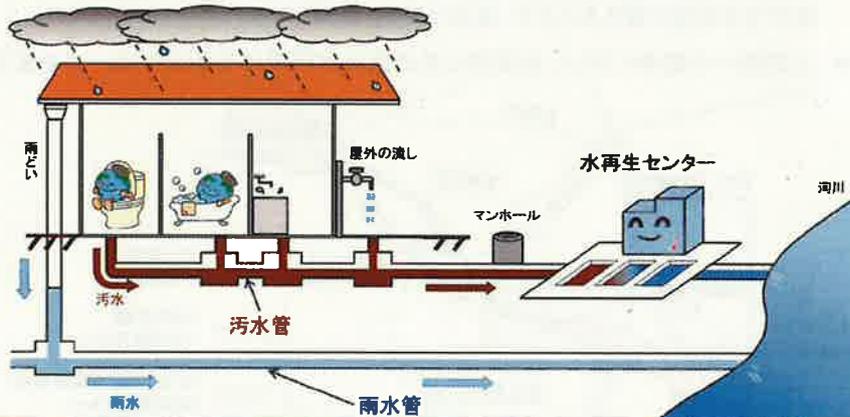
上下流の水位差によって下水を流します

新たな幹線整備により、上流域の下水を切り替えて、伏越し部に流入する下水量を減らします。

10

分流式下水道のしくみ

乞田幹線の地域は、分流式下水道を採用しており、**汚水管**と**雨水管**が別々に設置されています。



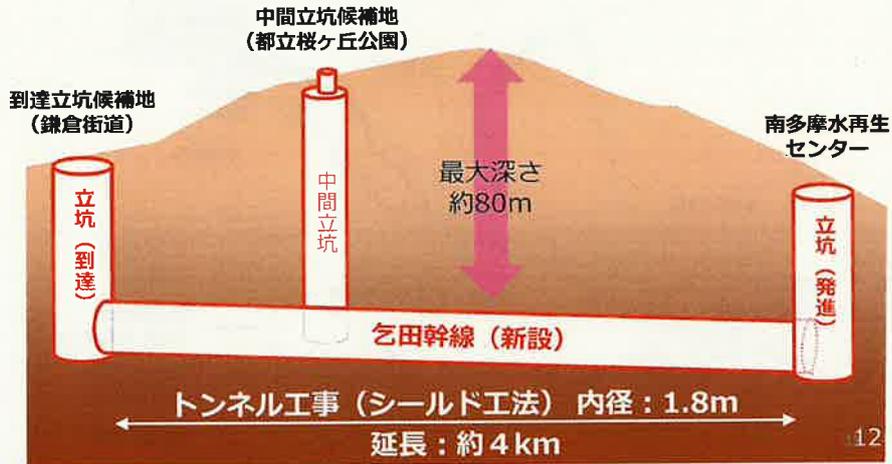
豪雨時に屋外の流しやマンホール等から汚水管に雨水が流入することで汚水管が流れにくくなる可能性があります。

11

工事のイメージ

南多摩水再生センターを発進し、鎌倉街道まで延長約4kmの新たな下水道管を整備します。

《 縦断図 》

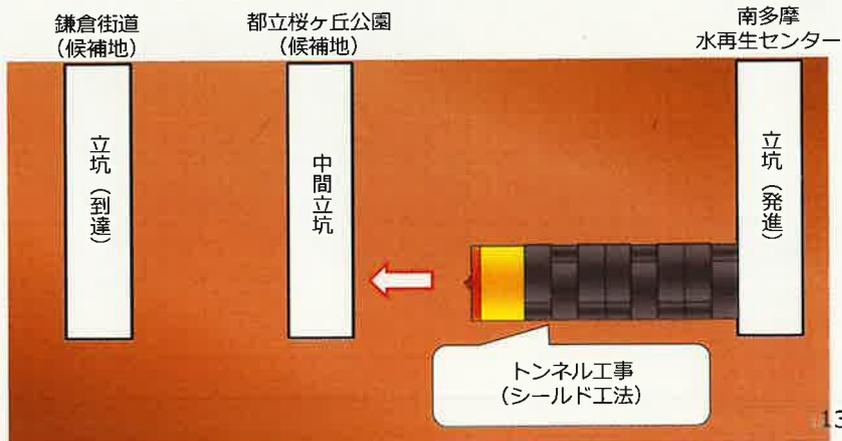


12

トンネル工事 (シールド工法) のイメージ

- シールド工法を用いたトンネル(乞田幹線)を整備する予定です。
- 地中を掘り進めていく工法であり、立坑以外の部分で地上作業は発生しません。

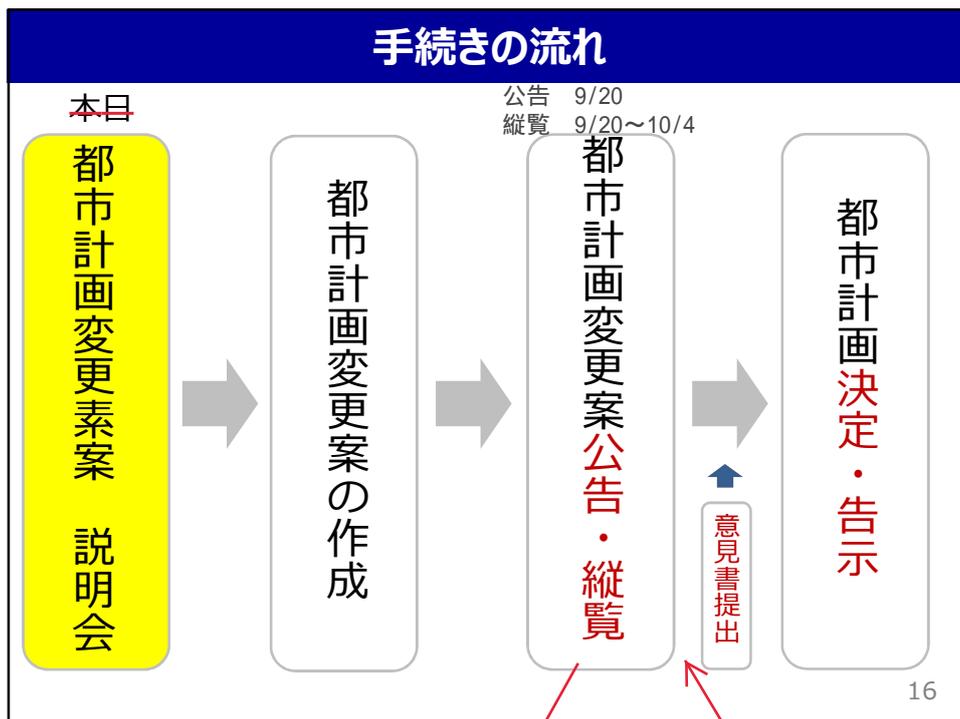
《 トンネル工事 (シールド工法) のイメージ 》



13

今後の予定

東京都側



多摩市側

